

議提第2号

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る  
意見書について

上記議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに霧島市議会会議規則第14条第2  
項の規定により提出します。

令和6年7月2日提出

霧島市議会議長 仮屋 国治 殿

提出者 霧島市議会文教厚生常任委員長 松枝 正浩

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025 年度政府予算に係る  
意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられ、計画どおり進捗すれば、2025 年度で完了します。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学校編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 特別支援学級の子どもが交流学級で過ごす場合、教職員の過度な負担がなく、子どもの教育環境が充実するように現状を把握し改善すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 6 年 7 月 2 日

鹿児島県霧島市議会議長 仮屋 国治

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
文部科学大臣 殿